

議案第7号

山都町営体育館条例の一部改正について

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

朝日西部体育館を廃止することに伴い、山都町営体育館条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営体育館条例の一部を改正する条例

山都町営体育館条例（平成17年山都町条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1朝日西部体育館の項を削る。

別表第2第2項中「、朝日西部体育館」を削り、同項第1号の表朝日西部体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山都町営体育館条例(平成17年条例第75号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
中央体育館	山都町下市168番地	中央体育館	山都町下市168番地
中島体育館	山都町北中島2536番地	中島体育館	山都町北中島2536番地
浜町体育館	山都町千滝238番地	浜町体育館	山都町千滝238番地
清和体育館	山都町大平305番地1	清和体育館	山都町大平305番地1
朝日西部体育館	山都町鶴ヶ田3478番地1		
木原谷体育館	山都町木原谷355番地	木原谷体育館	山都町木原谷355番地
小峰体育館	山都町小峰1385番地	小峰体育館	山都町小峰1385番地
朝日体育館	山都町井無田1144番地	朝日体育館	山都町井無田1144番地
蘇陽林業者等健康増進施設	山都町柏719番地	蘇陽林業者等健康増進施設	山都町柏719番地
馬見原体育館	山都町滝上460番地	馬見原体育館	山都町滝上460番地
長崎体育館	山都町長崎819番地	長崎体育館	山都町長崎819番地
上差尾体育館	山都町上差尾1027番地	上差尾体育館	山都町上差尾1027番地
二瀬本体育館	山都町二瀬本1466番地	二瀬本体育館	山都町二瀬本1466番地
橘体育館	山都町橘134番地1	橘体育館	山都町橘134番地1
長谷体育館	山都町長谷678番地	長谷体育館	山都町長谷678番地
東竹原体育館	山都町東竹原285番地1	東竹原体育館	山都町東竹原285番地1
下矢部西部体育館	山都町猿渡1850番地	下矢部西部体育館	山都町猿渡1850番地
下矢部東部体育館	山都町白小野168番地	下矢部東部体育館	山都町白小野168番地
中島南部体育館	山都町島木5512番地	中島南部体育館	山都町島木5512番地
中島東部体育館	山都町金内188番地	中島東部体育館	山都町金内188番地

中島西部体育館	山都町北中島1717番地
白糸第一体育館	山都町新小886番地
白糸第二体育館	山都町菅2287番地
白糸第三体育館	山都町目丸2472番地
下名連石体育館	山都町下名連石582番地
御所体育館	山都町御所3832番地

別表第2(第12条関係)

2 清和体育館、朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館

(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合

施設名	単位	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
		営利又は宣伝を目的としな い催物	営利又は宣伝を目的とする 催物	営利又は宣伝を目的としな い催物	営利又は宣伝を目的とする 催物
		1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
清和 体育 館	全面	430円	1,310円	870円	2,630円
	半面	210円	650円	430円	1,310円
	2階 フロ ア	110円	330円	220円	680円
	舞台	110円	330円	220円	680円
朝日 西部	全面	210円	650円	430円	1,310円

中島西部体育館	山都町北中島1717番地
白糸第一体育館	山都町新小886番地
白糸第二体育館	山都町菅2287番地
白糸第三体育館	山都町目丸2472番地
下名連石体育館	山都町下名連石582番地
御所体育館	山都町御所3832番地

別表第2(第12条関係)

2 清和体育館_____、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館

(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合

施設名	単位	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
		営利又は宣伝を目的としな い催物	営利又は宣伝を目的とする 催物	営利又は宣伝を目的としな い催物	営利又は宣伝を目的とする 催物
		1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
清和 体育 館	全面	430円	1,310円	870円	2,630円
	半面	210円	650円	430円	1,310円
	2階 フロ ア	110円	330円	220円	680円
	舞台	110円	330円	220円	680円

体育館					
木原谷体育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
小峰体育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
朝日体育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
備考	<p>ア 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。</p> <p>エ 体育館全館借用の場合の料金については、体育館全面の料金を徴収する。</p> <p>オ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。</p> <p>カ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。</p> <p>キ 2階フロア及び舞台については、単独で利用する場合の料金。</p> <p>ク 町民以外の利用は倍額とする。</p> <p>ケ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>				

木原谷体育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
小峰体育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
朝日体育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
備考	<p>ア 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。</p> <p>エ 体育館全館借用の場合の料金については、体育館全面の料金を徴収する。</p> <p>オ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。</p> <p>カ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。</p> <p>キ 2階フロア及び舞台については、単独で利用する場合の料金。</p> <p>ク 町民以外の利用は倍額とする。</p> <p>ケ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>				

写真 1



写真2

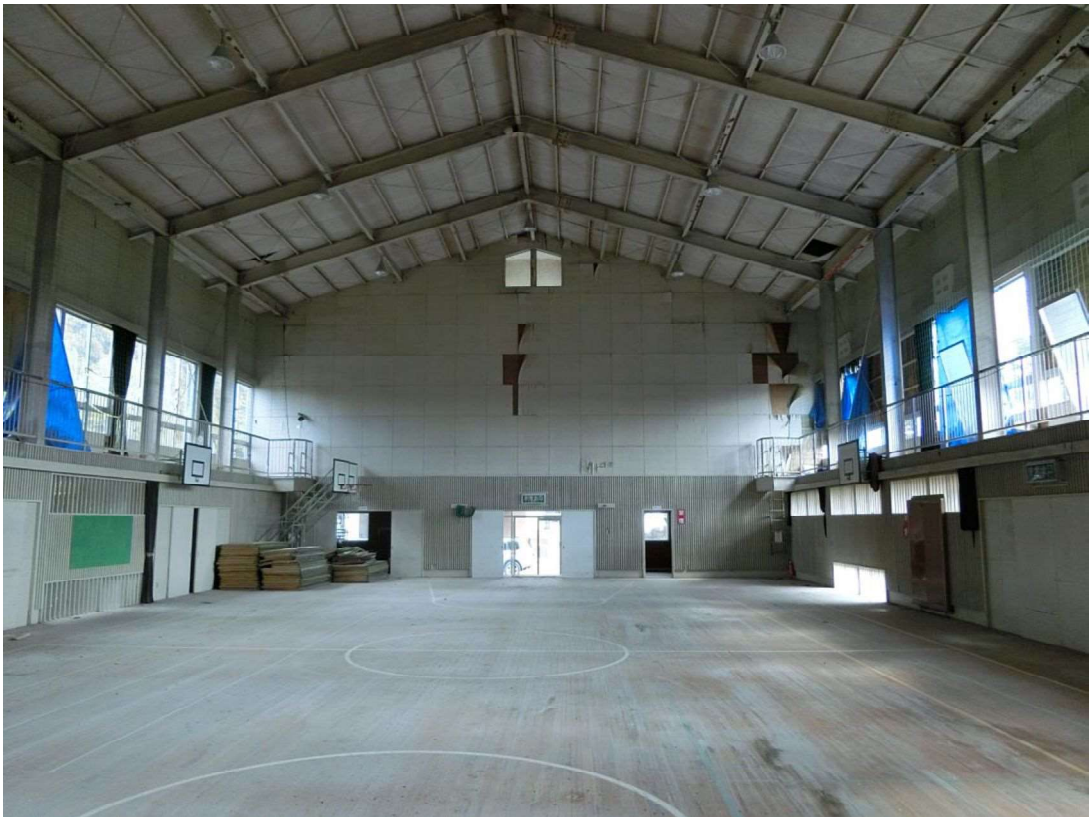
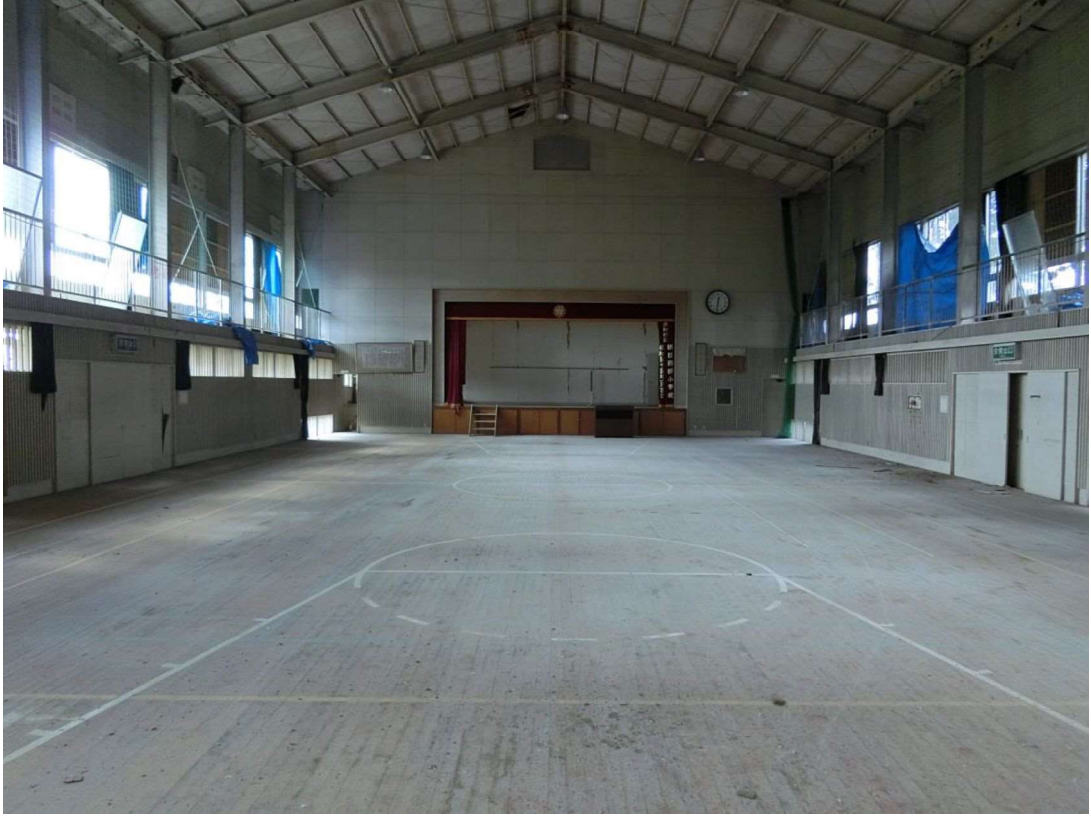


写真 3

